

○ 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第二号）新旧対照条文
 ○ 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（報告事項） 第十一条 府令第三十八条の四の六第一項第二号の国家公安委員会規則で定める事項は、運転免許取得者教育の課程に係る教育事項、教育方法、教育時間及び年間の実施回数に関するものとする。</p>	<p>（報告事項） 第十一条 府令第三十八条の四の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める事項は、運転免許取得者教育の課程に係る教育事項、教育方法、教育時間及び年間の実施回数に関するものとする。</p>